第 4 章　計画の策定にあたって

1　基本計画の考え方

2　国土強靱化に向けた取組（国土強靱化地域計画）

3　都市づくりに向けた取組（都市計画マスタープラン）

4　公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画）

5　財政的な見通し（財政計画）

第４章　計画の策定にあたって

１　基本計画の考え方

基本計画では市と市民の共通の指針である基本構想の施策の大綱に従い、今後の事業につながる基本施策を取りまとめます。

「安全で安心して住み続けられるまち」では、自然災害、感染症、犯罪などあらゆる危機から市民を守り、安全で安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

「互いに支え合い、尊重し合うまち」では、互いに支え合い安心して暮らすことのできる地域社会と、互いを認め合い尊厳を持って生活できる共生社会のまちづくりを進めます。

「未来を担う子どもたちが育つまち」では、子育てを支える仕組みづくりと系統的な子育て・教育環境の整備を進め、昭島の未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくりを進めます。

「文化芸術、スポーツの振興を図るまち」では、生涯にわたり学ぶことができる環境、地域を理解し愛着を持つことにつながる文化財の保護・調査・活用、健康や生きがいにつながるスポーツの振興を図るまちづくりを進めます。

「環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち」では、豊かな水と緑のネットワークの維持・保全・活用を図り、同時に、環境負荷の低減を更に進めるまちづくりを目指します。

「快適で利便性に富んだまち」では、本市の宝である深層地下水 100％水道水の安定供給を継続し、計画的な都市基盤整備を進めることで、誰にとっても住みやすい住宅都市としてのまちづくりを進めます。

「生活を支え、活力を生み出すまち」では、観光によるまちづくり、産業間連携や時代とともに大きく変化する勤労者や消費生活への取組を推進し活力あるまちづくりを進めます。

「計画実現のために」では、健全で効率的で持続可能な行財政運営を進め、幅広い市民参画・協働・連携により昭島の魅力を高め、基本構想における将来都市像「水と緑が育むふるさと昭島　～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」の実現を図ります。

本市をとりまく社会・経済状況は、少子高齢社会の進展や多発する自然災害、感染症の

影響などにより厳しさを増してきています。更に行政ニーズは高まるばかりでなく、複雑多岐に渡ってきています。そのような状況下にあっても持続可能な市政運営を継続し、施策を確実に推進していくためには、行財政改革と効率化へ取り組むだけでなく、それを担う職員の人材育成が重要です。そのうえで、一層の市民参画・協働・連携が必要となってきます。

また変化の激しい現代社会にあって昨今では、多様な価値観が生まれています。これまでにも、変化や多様性の中から、私たちを明るくし次のステージに進ませる新しいアイデアや発想が生まれてきています。変化や多様性の中にこそ、そうした力が潜んでいると考えます。デジタルトランスフォーメーションや、世界共通の目標であるＳＤＧｓの取組によりながら、変化に対応し、多様性を享受し、互いを認め支え合うことが重要であると考えます。

これらを踏まえ、みんなが手を取り合い、明るく楽しく、活気あふれるまちづくりとなる計画としていきます。

なお施策や事業など各分野ごとに立てられる計画（分野別計画）は本計画を踏まえ、或いは整合を図りながら作られます。その中で次にあげる計画は、本計画と同様に市政全般に関わりますので、その方向性について、ここで明示しておきます。

2　国土強靱化に向けた取組（国土強靱化地域計画）

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる災害等が発生しようと

①人命の保護が最大限図られること

②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

本市では、近年、大規模自然災害による人的な被害は発生していませんが、令和元(2019)年 10 月の台風第 19 号では多摩川が増水し、河川敷のグラウンドなどの物的な被害が発生するとともに、多くの方が避難されました。

今後起こりうる災害を想定し、市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりを推進していくことが必要なことから、国土強靱化地域計画を総合基本計画と一体的に策定し、各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らないまちづくりを進めていくこととします。



令和元年 10 月の台風第 19 号時の多摩川左岸福島町三丁目付近

（1）計画の体系

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」第 13 条に基づき策定する地域計画であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

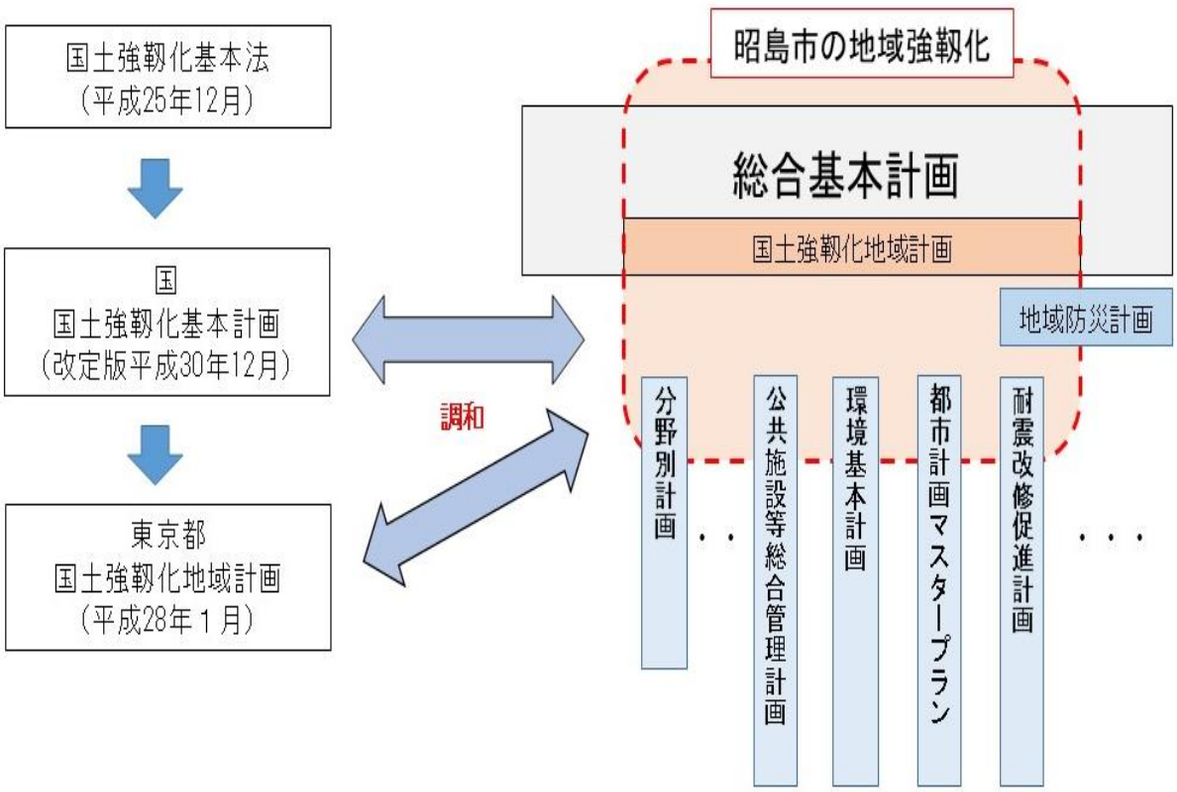

昭島市国土強靱化地域計画の体系（イメージ）

（2）国土強靭化地域計画と地域防災計画との違い

国土強靭化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものです。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めています。

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
主な特徴	事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する地域の取組について、目標、方針などを設定し、平時からの取組の方向性を示す計画	一定の被害想定のもと、主に発災後の組織体制や経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画
検討のアプローチ	大規模自然災害を想定	災害種類ごと
対象となる局面	平常時（計画的取組）	発災前・発災時・発災後
根拠法	国土強靭化基本法	災害対策基本法

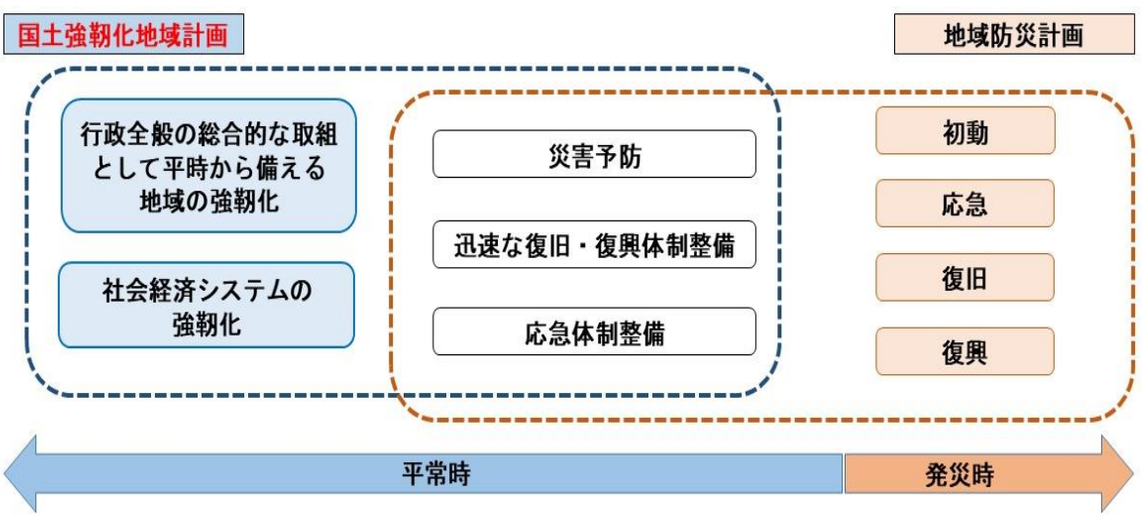

（3）強靱化の基本的な考え方

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

そこで、内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行います。

脆弱性評価の手順

強靱化する上での目標の明確化	・強靱化を推進するために重要な目標を設定します。
起きてはならない最悪の事態の設定	・リスクが発生した場合を想定し、目標の実現を妨げるリスクシナリオ（最悪の事態）を設定します。
脆弱性の評価	・リスクシナリオを回避するために、本市の防災・減災対策を整理します。
強靱化のために必要な取組	・脆弱性評価の結果をもとに、取り組むべき施策を整理します。

（4）強靱化における基本目標

強靱化を進めるため、国の基本計画及び東京都の地域計画と調和を保ちつつ、本市の地域特性を考慮し、事前に備えるべき８つの推進目標を設定しました。

目標１	人命の保護が最大限図られる
目標２	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
目標３	必要不可欠な行政機能を確保する
目標４	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
目標５	経済活動を機能不全に陥らせない
目標６	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
目標７	制御不能な二次災害を発生させない
目標８	地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

（5）想定されるリスク

本市における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定するにあたり、「昭島市地域防災計画」における被害想定を踏まえた自然災害を想定します。

〔地震〕

平成 24（2012）年 4 月に東京都防災会議において決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」により被害が一番大きくなると想定されている「立川断層帯地震」を本市の想定地震とします。





〔風水害（土砂災害、浸水害等）〕

本市では「令和元年東日本台風」により大きな被害が発生したところですが、これらの災害よりも更に甚大な被害が発生することが危惧されている「想定しうる最大規模の降雨」による被害を本市の想定風水害とします。

国の想定しうる最大規模の降雨	多摩川流域の48時間総雨量588㎜
都の想定しうる最大規模の降雨	残堀川流域の時間最大雨量153mm、24時間総雨量690㎜





※ イラスト引用　内閣官房HP　学習教材「防災まちづくり・くにづくり」より

(6)「起きてはならない最悪の事態」の設定

想定した自然災害を踏まえて、「事前に備えるべき８つの推進目標」に対して、36 項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を本市の特性を踏まえたものとして設定します。

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
目標１ 人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による市街地等の広域な浸水
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標２ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期停止
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標３ 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標４ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標５ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給の停滞

目標６ 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
目標７ 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
目標８ 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（7）計画の推進

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を総合基本計画の基本施策ごとに体系化し、その関連性について整理します。その上で、最悪の事態を回避するために脆弱性評価を行い、防災・減災対策を取りまとめ、強靱化を推進します。

（8）計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国の強靱化基本計画や総合基本計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。

3　都市づくりに向けた取組（都市計画マスタープラン）

私たちが生活をしていくうえで都市の構造・形態は大変重要です。そのため自然環境、生活のしやすさ、都市としての発展を踏まえた「都市計画マスタープラン」を策定し都市づくりを推進しています。

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、中長期的な視点に立って、目指す都市の姿を具体的に分かりやすく示した市の都市計画の基本方針です。また、他の上位・関連計画と整合を図っていくこととしており、各分野と連携を取りながら都市づくりを推進する必要がある場合の方向性についても示しています。

そのため、計画的な都市づくりに関する行政内部の行動指針であるとともに、関連する市民、事業者の行動指針でもあり、ひいては、市民・事業者・行政が共有する都市づくりの基本方針となります。

本市は安全かつ利便性に富んだ都市基盤と水や緑の自然環境とが調和した住宅都市として発展をしてきました。今後もより効果的にまちづくりを進めていくために、別計画であった「都市計画マスタープラン」の基本方針を総合基本計画に明確に定め、将来都市像の実現に努めていきます。

なお、地区別の基本方針については、別途策定し、具体的な施策展開に努めます。

●都市計画マスタープランの位置付け

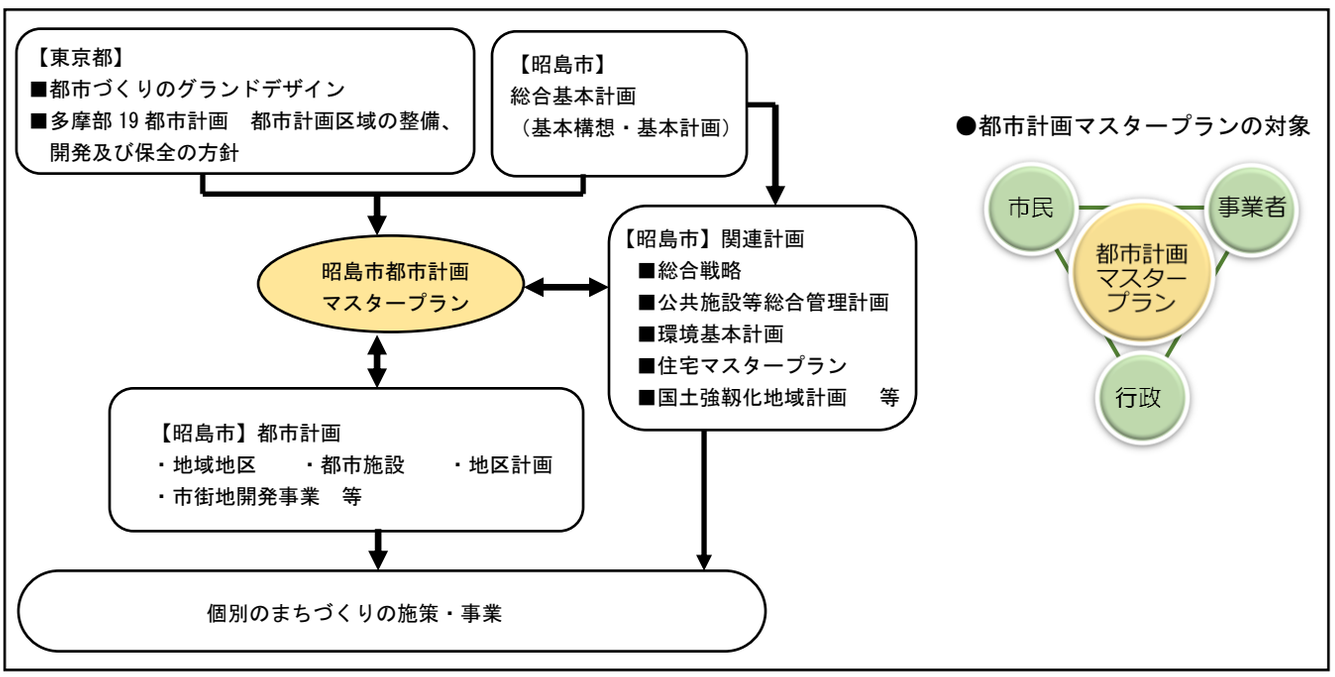

（1）分野別の現況

①自然環境

本市は、多摩川や玉川上水のほか、多くの湧水や用水路も見られ、「深層地下水 100%の水道水」という特色を有しています。また、クジラの化石が発見されているように、数百万年前までは本市周辺は海の中であり、水に縁の深い土地柄です。

現在、多摩川や玉川上水沿いの緑地は、野鳥、昆虫など多様な生物の生育空間になっており、崖線沿いには、樹林地や湧水地が帯状に分布しています。また、国営昭和記念公園や昭和公園といった大規模な公園・緑地とともに、社寺林や生産緑地も都市内における貴重な緑の空間を形成しています。

近年の都市化の進展とともに、湧水や用水路などの親水空間や市街地の緑の減少も見られ、環境保全対策をさらに強化する必要があります。

②土地利用・市街地

市域の大半が市街化区域に指定され、市の北側のゾーンは工業用地、商業用地が多く、南側のゾーンは住宅地を中心とした土地利用がなされています。課税土地用途別の面積比率では宅地が 80%以上を占め、農地は 10%未満となっています。

本市では、宅地化が進むとともに、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農地の減少傾向が続いています。また、近年は、住宅地と工業用地の共存が課題となっており、計画的な土地利用の誘導を図っていく必要があります。

地域別にみると、昭島駅及び拝島駅周辺は拠点化が進み、昭島駅周辺は大型商業施設などが立地する「昭島の顔」となる拠点であり、拝島駅周辺は交通利便性の高さに特徴づけられる拠点となっています。また、中神駅周辺では、中神土地区画整理事業により、北口駅前広場を含む都市計画道路等の整備や宅地の整序化が進み、東中神駅周辺では、立川基地跡地昭島地区の開発や都営住宅及びＵＲ住宅の建替え事業等が進捗し、新たな拠点として活性化が図られつつあります。

●用途地域の現状

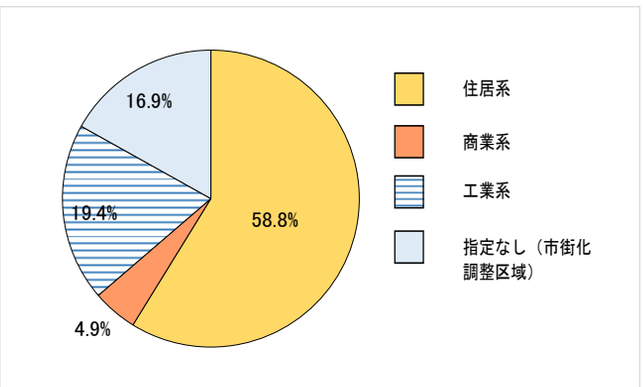

（出典：昭島市＜令和２年１月１日現在＞）

●課税土地用途別状況

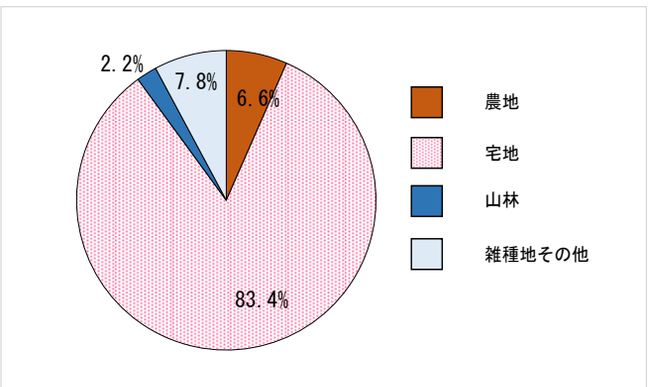

（出典：昭島市＜令和２年１月１日現在＞）

●建物用地利用比率

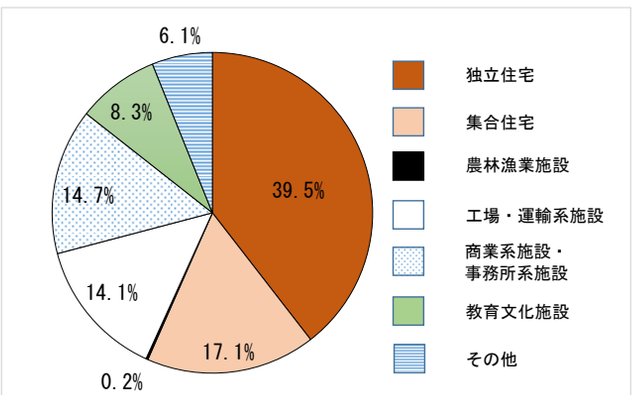

（出典：東京の土地利用＜平成 29 年多摩・島しょ地域＞）

●市街化区域内農地種別面積の推移

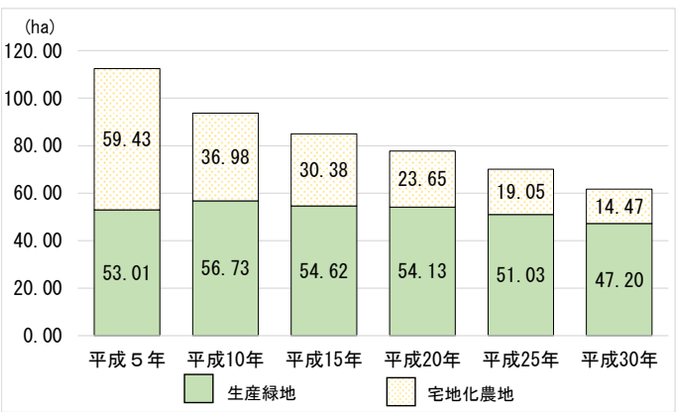

（出典：昭島市＜各年１月１日現在＞）

③道路・交通

本市の道路・交通の構造は、ＪＲ青梅線と江戸街道及び新奥多摩街道が東西の軸、国道16号と多摩大橋通りが南北の軸として位置付けられます。

また、バスは民間のバス３社と４ルートのコミュニティバスにより、ほぼ市域全体をカバーしています。

都市計画道路については未整備の区間もあるほか、市内全域で道幅が狭い生活道路が見られ、市民意識調査では歩道やバス路線の整備についての満足度が低くなっています。

●市内の主な道路

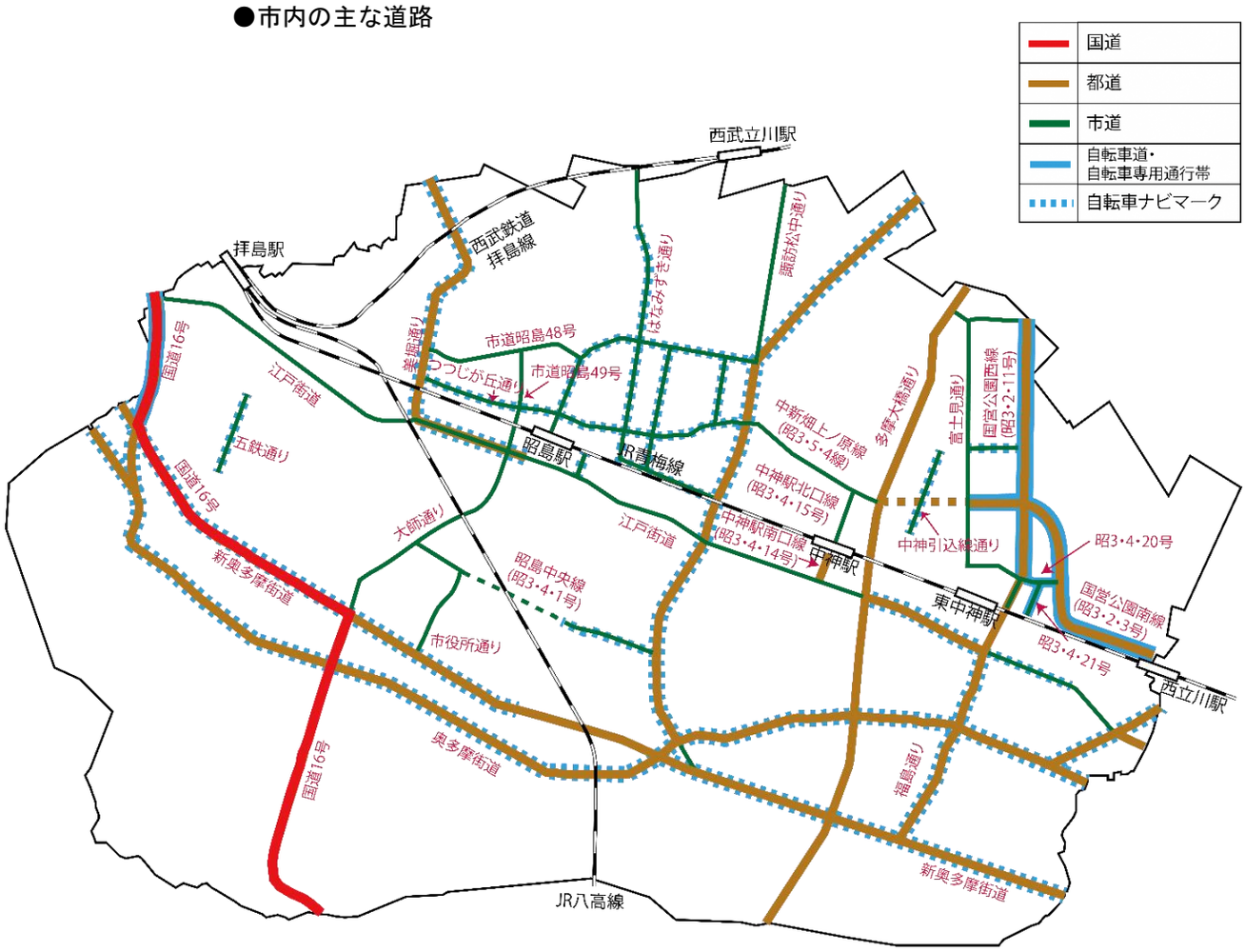

④住環境

本市は、東京郊外のベッドタウンとして、公営住宅や民間の集合住宅を含め、宅地化が進んできました。市域の南側は住宅地としての歴史も長く、戸建て住宅が多いのに対し、北側は中高層の住宅や工場跡地への集合住宅の立地が多く見られます。

住宅の構造別でみると、総数 49,160 戸のうち木造（防火木造を含む）は 21,650 戸で 44.0%を占めており、そのうち、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅は 4,200 戸で、総数の 8.5%となっています。

早い時期に整備された住宅地の中には、木造住宅密集地域や道路が狭あいな住宅地も見られ、近年では空き家も散見されます。また、集合住宅においても老朽化が進み、ユニバーサルデザインに配慮した改修や建替えの必要性が生じている住宅も見られます。

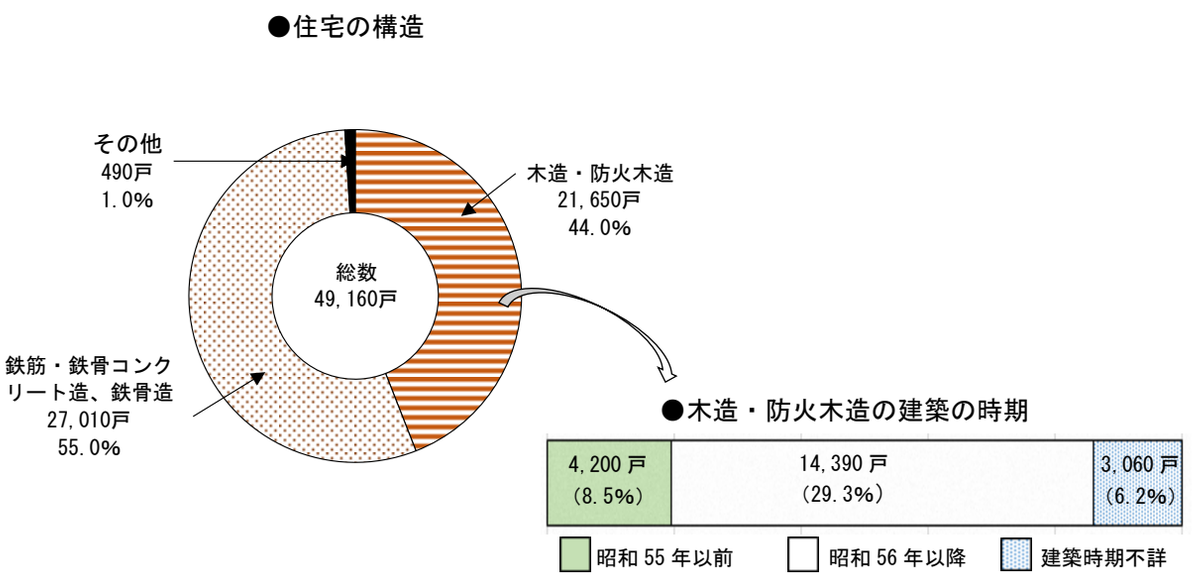

注）戸数は 1 の位を四捨五入して 10 の位までを有効数字として表しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。なお、構成比は総数に対する割合である。　（出典：住宅・土地統計調査＜平成 30 年＞）

⑤公園・緑地

本市には、都市計画公園として、広域公園（国営昭和記念公園）、運動公園（昭和公園）、3 園の近隣公園、20 園の街区公園が指定されているほか、都市公園、児童遊園などがあります。

また、緑地は、2 箇所の都市計画緑地（拝島緑地と多摩川緑地）以外にも、社寺林や玉川上水沿いの緑地のほか、崖線沿いの緑地、生産緑地等が市内全域に分布しています。

なお、令和元年度までに開設されている公園の市民 1 人当たりの面積は、10.21 ㎡、市内のみどり率（上空から見たときに草木で覆われた緑被部分に「公園内の緑に覆われていない面積」と「河川等の水面の面積」を加えた面積が、市域全体に占める割合）は 41.1%となっています。

公園の中には、未開設の都市計画公園があるほか、設備の老朽化が見られる公園もあります。

⑥生活環境

本市は、公共・公益施設における省資源・省エネルギー対策とともに、市民の環境学習促進などに取り組んできました。市民の環境への意識も高く、市民意識調査では「河川や地下水などの地域の水環境を大切にすること」、「騒音や大気汚染、水質汚濁など、公害の発生源に対する対策を進めること」に対するニーズが強く出ています。

一方、国道 16 号など周辺地域とつながる幹線道路が通ることや、横田基地に隣接していることなどから、騒音や振動などによる生活環境への影響が見られます。

また、市民とともにごみの減量化・資源化を進めており、市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量は微減傾向にあります。

⑦防災・減災

本市では、立川断層帯地震などの災害が想定されており、「昭島市地域防災計画」や、建物の耐震化率向上のための「昭島市耐震改修促進計画」、「昭島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、地震等の災害に対する防災・減災に取り組んでいます。防災上重要な市有建築物については、おおむね耐震化は完了しています。

また、地震等による建物倒壊や火災の危険度ランクが相対的に低い地域とされていますが、管理不全の空き家が散見されるほか、木造住宅密集地域や、道路が狭あいなため緊急車両がアクセスしにくい地域も見られます。さらに、気候変動による局地的な集中豪雨や脅威を増す台風などにより、道路冠水や床下浸水などの被害が発生しているところが見られます。

●総合危険度ランク図

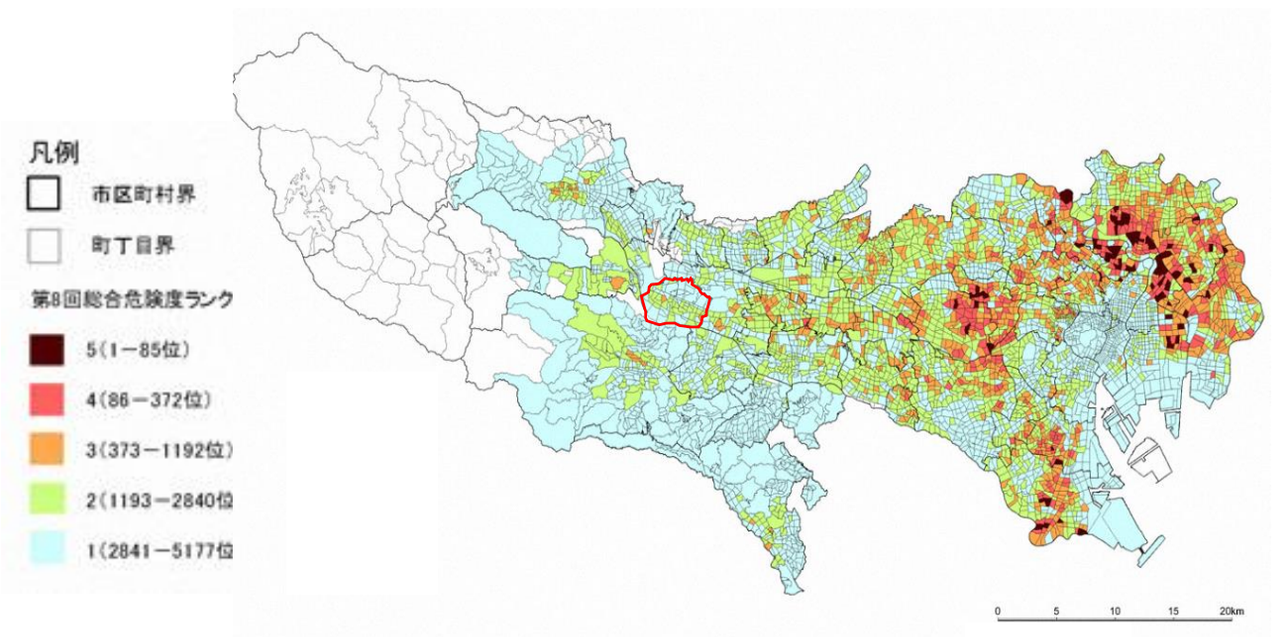

（出典：東京都都市整備局　地震に関する地域危険度測定調査（第８回）＜平成 30 年２月＞）

⑧都市文化・交流

本市は、自然豊かな都市でありながら、都心まで鉄道で約 1 時間の位置にあります。市内には最先端の製造業や大型商業施設、スポーツ施設もあり、職住遊近接の性格を有しています。

こうした環境を背景に、多摩川緑地くじら運動公園など、多摩川河川敷が整備されているほか、市の中心にある図書館や郷土資料室、教育・福祉等の多様な機能を集約したアキシマエンシス（教育福祉総合センター）では、多くの市民や来街者の交流が図られ、「知の拠点」として活用されています。

また、市域には多くの社寺や史跡、郷土芸能などの地域文化資源が見られるほか、近年では観光振興にも取り組み、映画やテレビドラマ撮影などの誘致に向けたフィルムコミッション活動も行われています。

アキシマエンシス（教育福祉総合センター）

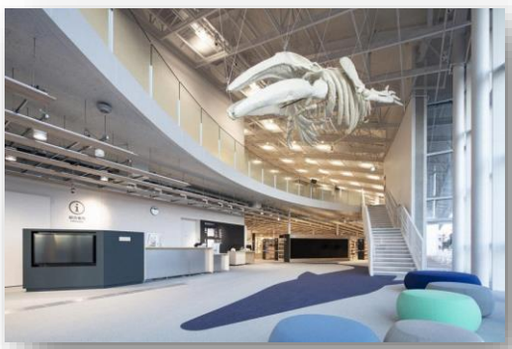

（2）将来都市構造

将来都市構造とは、目指す都市の姿を実現するにあたって、都市の特性や骨格を明確にし、まちづくりの方向性を分かりやすく示すものです。

本市では、「水と緑の骨格」を背景とし、駅を中心とした「都市拠点」の形成、鉄道や幹線道路を中心とした市内外の交流を支える「都市軸」の強化、適正な土地利用を推進するための「ゾーン」の位置付けにより、都市構造の形成を進めてきました。

引き続き、持続性のあるまちづくりを進めていくためには、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コミュニティ・交流、行政サービスなど、多様な都市機能の再編・集約を進め、機能的でにぎわいのある拠点を形成していくことが必要になります。

併せて、拠点間の道路・交通ネットワークを充実するとともに、丘陵や河川、崖線などの自然環境や公園・緑地などの緑を骨格としたまちづくりが必要となっています。

●将来都市構造図

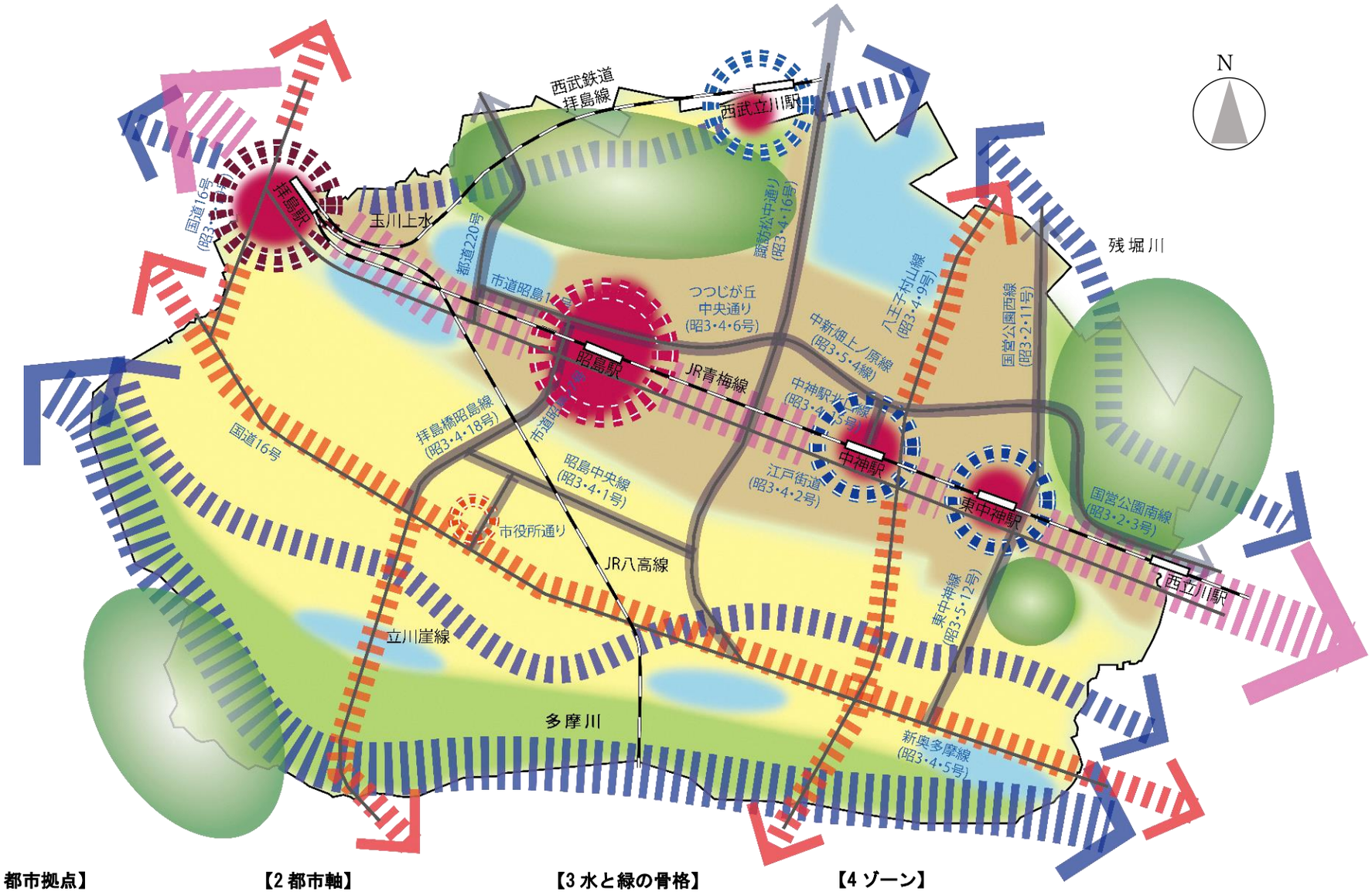
N
西武鉄道
拝島線
西武立川駅
拝島駅
国道16号
(昭3・4・1号)
玉川上水
都道220号
諏訪松中通り
(昭3・4・16号)
残堀川
市道昭島1
つつじが丘
中央通り
(昭3・4・6号)
八王子村山線
(昭3・4・9号)
国営公園西線
(昭3・2・111号)
中新畑上ノ原線
(昭3・5・4線)
昭島駅
JR青梅線
中神駅北口線
(昭3・4・15号)
拝島橋昭島線
(昭3・4・18号)
市道昭島2
国道16号
昭島中央線
(昭3・4・1号)
江戸街道
(昭3・4・2号)
中神駅
東中神駅
国営公園南線
(昭3・2・3号)
市役所通り
JR八高線
東中神線
(昭3・5・12号)
西立川駅
立川崖線
多摩川
新奥多摩線
(昭3・4・5号)
【1 都市拠点】
中心拠点
行政拠点
交通結節拠点
地域拠点
【2 都市軸】
広域交流基幹軸
広域交流軸
都市連絡軸
【3 水と緑の骨格】
緑の拠点
水と緑の主軸
【4 ゾーン】
にぎわいと交流を育むゾーン
水と緑を守り育てるゾーン
環境に配慮した生産・流通ゾーン
緑豊かに住まうゾーン
快適な都市生活を創るゾーン

昭島市の将来都市構造の構成

①　都市拠点

都市拠点とは、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コミュニティ・交流、行政サービスなどの多様な機能が集積したエリアで、次の４つの拠点の特性に応じた都市機能の集約を進め、さらなる拠点性の向上を図っていきます。なお、西立川駅周辺は「拠点に準じる地区」と位置付け、動向を注視していきます。

ａ.中心拠点（昭島駅周辺）　ｂ.交通結節拠点（拝島駅周辺）　ｃ.地域拠点（中神駅周辺、東中神駅周辺、西武立川駅周辺）　ｄ.行政拠点（市役所周辺）

②　都市軸

都市軸とは、鉄道や幹線道路など都市を構成する主軸のことで、次の３つの軸の役割に応じた整備・充実を図っていきます。また、幹線道路は大規模災害時の延焼遮断帯や緊急輸送道路としての機能も有しており、防災・減災の視点からも整備を進めていきます。

ａ.広域交流基幹軸　ｂ.広域交流軸　ｃ.都市連絡軸

③　水と緑の骨格

水と緑の骨格とは、本市の優れた自然環境を象徴するもので、環境保全や景観形成とともに、防災等の観点からも今後のまちづくりにおいて重要であり、次の拠点と軸から構成し、一体的な整備や保全を図っていきます。

ａ.緑の拠点　ｂ.水と緑の主軸

④　ゾーン

ゾーンとは、先に示した都市拠点や都市軸を骨格とし、本市の土地利用の基本的方向性を示すもので、次の５つのゾーンに分け、それぞれの特性に応じたまちづくりを進めていきます。

ａ.にぎわいと交流を育むゾーン　ｂ.水と緑を守り育てるゾーン　ｃ.環境に配慮した生産・流通ゾーン　ｄ.緑豊かに住まうゾーン　ｅ.快適な都市生活を創るゾーン

（３）都市づくりの基本方針

方針１　土地利用の方針

①まとまりと調和のある市街地づくり

都市拠点における地域特性を活かした集約的な市街地づくりを進めるとともに、住まいと産業の調和や景観に配慮した市街地づくりなどにより、市民生活をさらに豊かにし、産業や交流の活性化が図られるよう、秩序ある土地利用を推進します。

方針２　都市基盤整備の方針

① 快適で利便性の高い交通環境の形成

機能に応じた道路整備と鉄道やバスなどの公共交通網の充実を図り、拠点間のネットワークと利便性の高い交通環境を形成するとともに、人や自転車にとって安全で快適な移動空間の確保に努め、さらに電気自動車やシェアサイクルなど、新たな移動スタイルの検討を進めます。

② 駅周辺及び沿道の環境整備

駅周辺においては、人々の交流・憩いの空間としての魅力や回遊性・利便性の向上を図り、また、沿道空間においては、緑化等による景観形成を推進するとともに、歩きたくなるまちづくりを進めます。

③ 市民生活を支える施設の整備

上下水道施設の長期間の安定稼働を図るとともに、気候変動に対応し、局地的な集中豪雨や台風への対策として雨水幹線等の整備促進による浸水対策を進めるほか、社会情勢の変化に対応し、公共施設等のあり方について検討します。

方針３　安全・安心な都市づくりの方針

① 防災・減災・防犯対策の推進

避難所やオープンスペース等の施設の整備・確保及び気候変動に適応したまちづくりを図るとともに、街路灯や防犯カメラの設置等により、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

② だれもがともに暮らせる都市づくり

公共・公益施設のユニバーサルデザインの促進や、バリアフリー新法等に基づいた

建築物の整備の誘導などとともに、案内情報の多言語化やまちなかの休憩スポットの整備など、だれもが暮らしやすい多様性に対応した都市づくりを推進します。

方針４　水と緑の都市づくりの方針

① 自然にやさしい環境共生の仕組みづくり

温室効果ガスの排出抑制とともに、ごみの３R（Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））の取組や省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの導入等を推進し、環境共生の仕組みづくりを図ります。

② 水を大切にする都市づくり

生物多様性に配慮した水辺空間の保全や、水に触れ楽しむ環境学習やレクリエーションの場づくりを市民とともに推進し、透水性舗装や雨水浸透施設等の設置推進による水の循環を促進します。

③ やすらぎと潤いのある緑豊かな環境づくり

多摩川・玉川上水沿いや、崖線の緑地など、まとまりのある緑地空間の保全に努めるとともに、大規模公園や市民生活に身近な公園の整備・維持管理、さらには農地の適切な保全等、市内全域にわたる水と緑のネットワークの形成を図ります。

方針５　住宅・住環境整備の方針

① 居住ニーズに応じた住まいの確保

高齢者や障害者世帯向けの住宅の確保やバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯向けの居住支援や子育てしやすい住環境を創出するため、既存住宅や空き家の利活用も含めた中古住宅の流通促進について検討し、居住ニーズに応じた住まいの確保に努めます。

② 安全で環境に配慮した住まいづくり

住宅の耐震化など、安全な住まいの整備・促進及び良好な住環境の確保を図るとともに、環境に配慮した住まいの普及を促進します。

③ 快適な生活環境の形成

市民生活に身近な公園の整備や公的施設を活用した市民の交流の場づくりを進めるとともに、航空機騒音や交通騒音への対策などにより、快適な生活環境の確保に努めます。

4　公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画）

市では、市役所の庁舎、義務教育を提供するための小・中学校、市民会館・公民館、図書館、総合スポーツセンターなど、多岐にわたる公共施設等を保有しており、多くの市民に利用されています。公共施設等は利用する市民にとって重要な行政サービスの一つであり、市にとっても大切な資産です。

しかしながら、保有する多くの施設において老朽化が進んでおり、今後の更新等に多額の費用が見込まれるほか、生産年齢人口の減少や少子高齢化などによる年齢構成の変化、市民ニーズの多様化等による利用状況の変化などにも対応していくことが必要となり、本市の公共施設等を取り巻く環境には課題が山積しています。

このような状況を踏まえ、市では今後の公共施設等の適切な維持管理に努めるために「昭島市公共施設等総合管理計画」（以下「公共施設等総合管理計画」という。）を平成 29（2017）年３月に策定しました。

公共施設等総合管理計画では、計画策定時点で保有している公共施設等について、一定の年数で大規模改修及び建替え等を実施し、すべて維持していくと仮定した場合、多額の財源不足額が発生すると試算し、公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標を定めました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、財政への影響が懸念されるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化してきました。そのような状況にあっても、公共施設等総合管理計画に定めた縮減目標の達成に向け、各施設の今後のあり方についての方針及び個別の長寿命化・建替え計画等を定めた「昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）を令和３（2021）年３月に策定しました。

この個別施設計画に記載した対策内容を反映させるとともに、総務省が示す見直しに当たっての留意点等も踏まえながら、長期的な視点をもってさらなる公共施設マネジメントを推進していくために、公共施設等総合管理計画の改定を令和３(2021)年度に行います。なお、改定にあたり、基本的な考え方を総合基本計画に包含することで、公共施設等の総合的なマネジメントを行い、将来都市像の実現に向けた取組を進めていきます。

各計画の計画期間

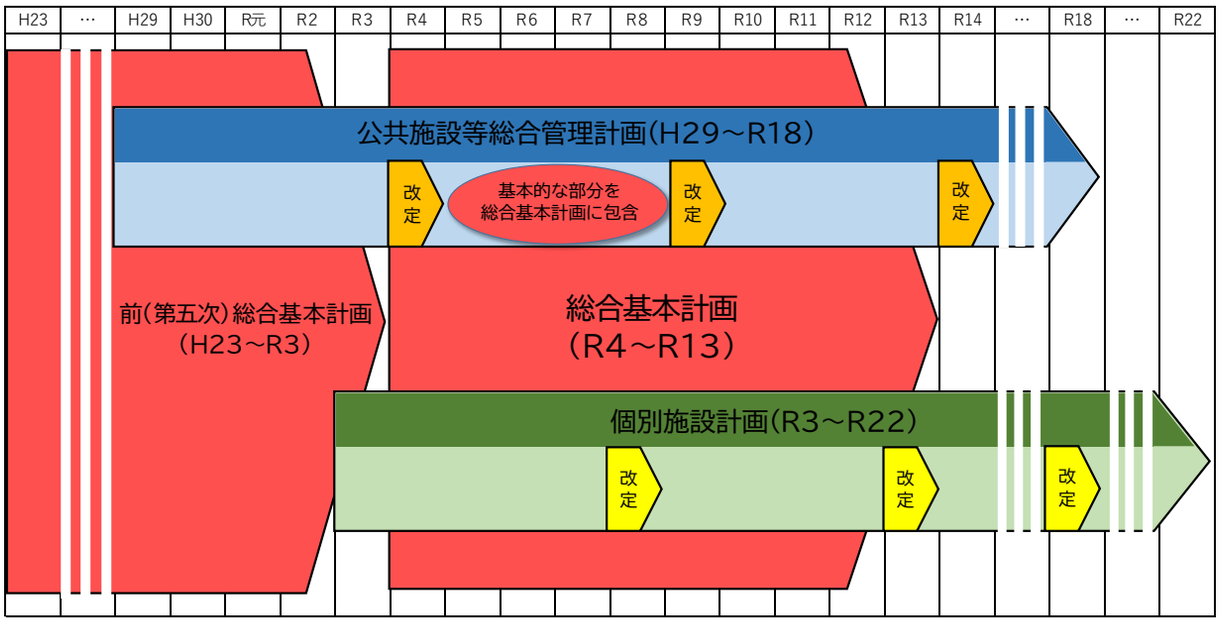
H23
…
H29
H30
R元
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
…
R18
…
R22
公共施設等総合管理計画(H29～R18)
改定
基本的な部分を
総合基本計画に包含
改定
改定
前(第五次)総合基本計画
(H23～R3)
総合基本計画
(R4～R13)
個別施設計画(R3～R22)
改定
改定
改定

（１）公共施設等の保有状況について

市では、公共施設のほか、道路、橋りょう、上・下水道施設等のインフラも保有しています。

公共施設等総合管理計画における対象は、本市が保有する全ての建築物及びインフラ施設となっています。

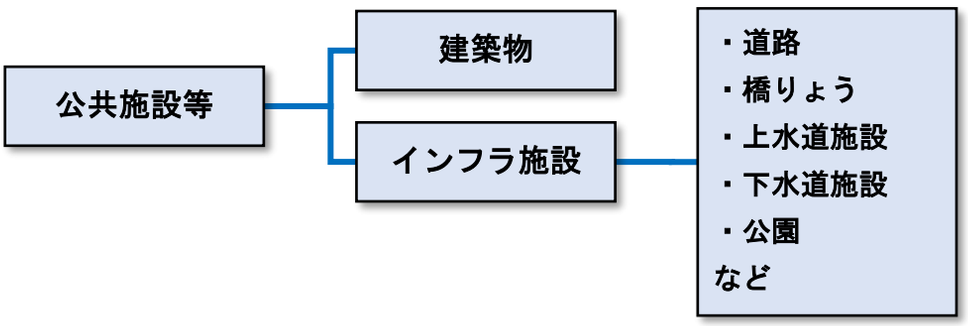

① 公共施設等（建築物）の状況

大分類	中分類	平成27(2015)年3月31日現在		令和3(2021)年3月31日現在		延床面積比較増減(㎡)
		施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	
市民文化系施設	集会施設	2	2,135.48	2	2,135.48	0.00
	文化施設	1	7,835.81	1	7,835.81	0.00
学校教育系施設	学校	21	128,753.50	21	130,289.49	1,535.99
	その他教育施設	1	1,846.00	1	1,846.00	0.00
行政系施設	庁舎等	2	18,802.41	2	18,802.41	0.00
	消防施設	4	346.30	4	346.30	0.00
	その他行政系施設	9	1,235.63	11	1,573.45	337.82
社会教育系施設	市立会館	9	5,797.36	9	5,797.36	0.00
	図書館	4	1,775.64	4	5,584.53	3,808.89
産業系施設	産業系施設	1	2,243.33	1	2,243.33	0.00
子育て支援施設	幼保･こども園	4	1,389.21	3	1,027.76	−361.45
	幼児･児童施設	20	4,087.48	19	4,690.23	602.75
保健･福祉施設	高齢福祉施設	1	70.93	1	70.93	0.00
	障害福祉施設	1	493.26	0	0.00	−493.26
	保健施設	1	6,106.83	1	6,106.83	0.00
スポーツ･レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	10,367.12	3	9,243.54	−1,123.58
	レクリエーション施設	1	140.28	1	140.28	0.00
供給処理施設	供給処理施設	5	13,691.73	5	13,672.51	−19.22
公営住宅	公営住宅	1	1,310.07	1	1,310.07	0.00
公園内施設	公園内施設	56	1,318.78	55	1,300.41	−18.37
その他	その他	18	9,871.80	20	10,493.31	621.51
合計		167	219,618.95	165	224,510.03	4,891.08

※　複合施設（複数の施設や機能が集まっている施設）は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しています。
※　上・下水道施設は、インフラとして分類するため、上記から除いています。

本市が保有する公共施設（上・下水道施設を除く。）は平成 27(2015)年 3 月 31 日現在で 167 施設、総延床面積は 219,618.95 ㎡となっていましたが、令和 3 (2021)年 3 月 31 日現在で 165 施設、総延床面積は 224,510.03 ㎡となっています。これは、東中神駅自由通路やアキシマエンシスなどの大規模施設を整備したことによるものです。

なお、これらの施設については、維持管理や運営状況等の現状を分析するため、一般財団法人地域総合整備財団※1の更新費用試算ソフトの分類（大分類・中分類）や本市の公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しています。

②　インフラの状況

ア　上水道施設（配水場）

施設名	延床面積（㎡）		
	平成27（2015）年3月31日現在	令和2（2020）年3月31日現在	比較増減
西部配水場	775.69	775.69	0.00
中央配水場	1,188.42	1,188.42	0.00
東部配水場	1,930.69	1,930.69	0.00
北部配水場	－	778.92	778.92
合計	3,894.80	4,673.72	778.92

イ　上水道（管路）

種別	延長（m）		
	平成27（2015）年3月31日現在	令和2（2020）年3月31日現在	比較増減
導水管	9,875.0	10,138.6	263.6
送水管	2,291.6	2,503.6	212.0
配水管	256,014.4	263,928.4	7,914.0
合計	268,181.0	276,570.6	8,389.6

ウ　下水道施設（ポンプ場）

施設名	延床面積（㎡）		
	平成27（2015）年3月31日現在	令和2（2020）年3月31日現在	比較増減
郷地ポンプ場	445.62	392.43	−53.19
合計	445.62	392.43	−53.19

エ　下水道（管路）

種別	延長（m）		
	平成27（2015）年3月31日現在	令和2（2020）年3月31日現在	比較増減
コンクリート管	253,457.1	254,306.5	849.4
塩ビ管	63,069.9	65,956.3	2,886.4
その他	1,609.8	1,825.5	215.7
合計	318,136.8	322,088.3	3,951.5

オ　道路（市が所有し、管理するもの）

種別	平成27（2015）年3月31日現在		令和2（2020）年3月31日現在		比較増減	
	総延長（km）	面積（㎢）	総延長（km）	面積（㎢）	総延長（km）	面積（㎢）
一般道路	225.8	1.30	227.0	1.35	1.2	0.05
自転車歩行者道	3.0	0.02	3.1	0.02	0.1	0.00
合計	228.8	1.32	230.1	1.37	1.3	0.05

カ　歩道橋

種別	箇所数（箇所）		
	平成27（2015）年3月31日現在	令和2（2020）年3月31日現在	比較増減
歩道橋	5	5	0
合計	5	5	0

※1　別名ふるさと財団。地域における民間能力の活用や民間部門を支援するため昭和 63 年に発足した財団法人。

キ　橋りょう

種別	平成27(2015)年3月31日現在			令和2(2020)年3月31日現在			比較増減		
	本数（本）	実延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	実延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	実延長（m）	面積（㎡）
RC橋	41	193.5	1,254.10	39	162.11	1,136.33	−2	−31.4	−117.77
鋼橋	1	42.1	244.18	4	171.25	946.04	3	129.2	701.86
合計	42	235.6	1,498.28	43	333.36	2,082.37	1	97.8	584.09

橋りょう長さ	平成27(2015)年3月31日現在			令和2(2020)年3月31日現在			比較増減		
	本数（本）	実延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	実延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	実延長（m）	面積（㎡）
15m未満	39	163.5	1,036.60	40	175.17	1,100.58	1	11.7	63.98
15m以上	3	72.1	461.68	3	158.19	981.79	0	86.1	520.11
合計	42	235.6	1,498.28	43	333.36	2,082.37	1	97.8	584.09

ク　公園

種別	平成27(2015)年3月31日現在		令和2(2020)年3月31日現在		比較増減	
	箇所数（箇所）	敷地面積（㎡）	箇所数（箇所）	敷地面積（㎡）	箇所数（箇所）	敷地面積（㎡）
都市公園	37	455,090.93	42	483,297.97	5	28,207.04
児童遊園	49	32,758.34	49	32,758.34	0	0.00
その他の公園(広場)	2	14,014.51	2	24,747.04	0	10,732.53
合計	88	501,863.78	93	540,803.35	5	38,939.57

③　有形固定資産減価償却率

年度	減価償却累計額（百万円）	有形固定資産（償却資産）額（百万円）	有形固定資産減価償却率（%）
平成29(2017)年度	53,458	87,342	61.2%
平成30(2018)年度	55,095	88,860	62.0%
令和元(2019)年度	56,773	96,175	59.0%

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産※１のうち、建物などの償却資産※２の取得価格に対する減価償却累計額※３の割合を表したもので、耐用年数に対して、資産取得時からどの程度経過しているのかを把握することができ、数値が高いほど資産の老朽化が進行していることとなります。

令和元(2019)年度はアキシマエンシスを整備したことなどにより、有形固定資産減価償却率は 59.0%に減少しました。

※１　固定資産のうち、庁舎や学校、公民館など市が事業を行うための事業用資産と、道路や公園など市民の社会生活の基盤となるインフラ資産などを指す。
※２　土地などを除く、固定資産税の課税対象となる事業用資産の一つ。
※３　固定資産の購入費用を使用可能期間にわたり、分割して費用計上する会計処理を減価償却と言い、これまでに発生した減価償却費をすべて足し合わせた額を減価償却累計額と言う。

④　建設年度別の総延床面積の推移

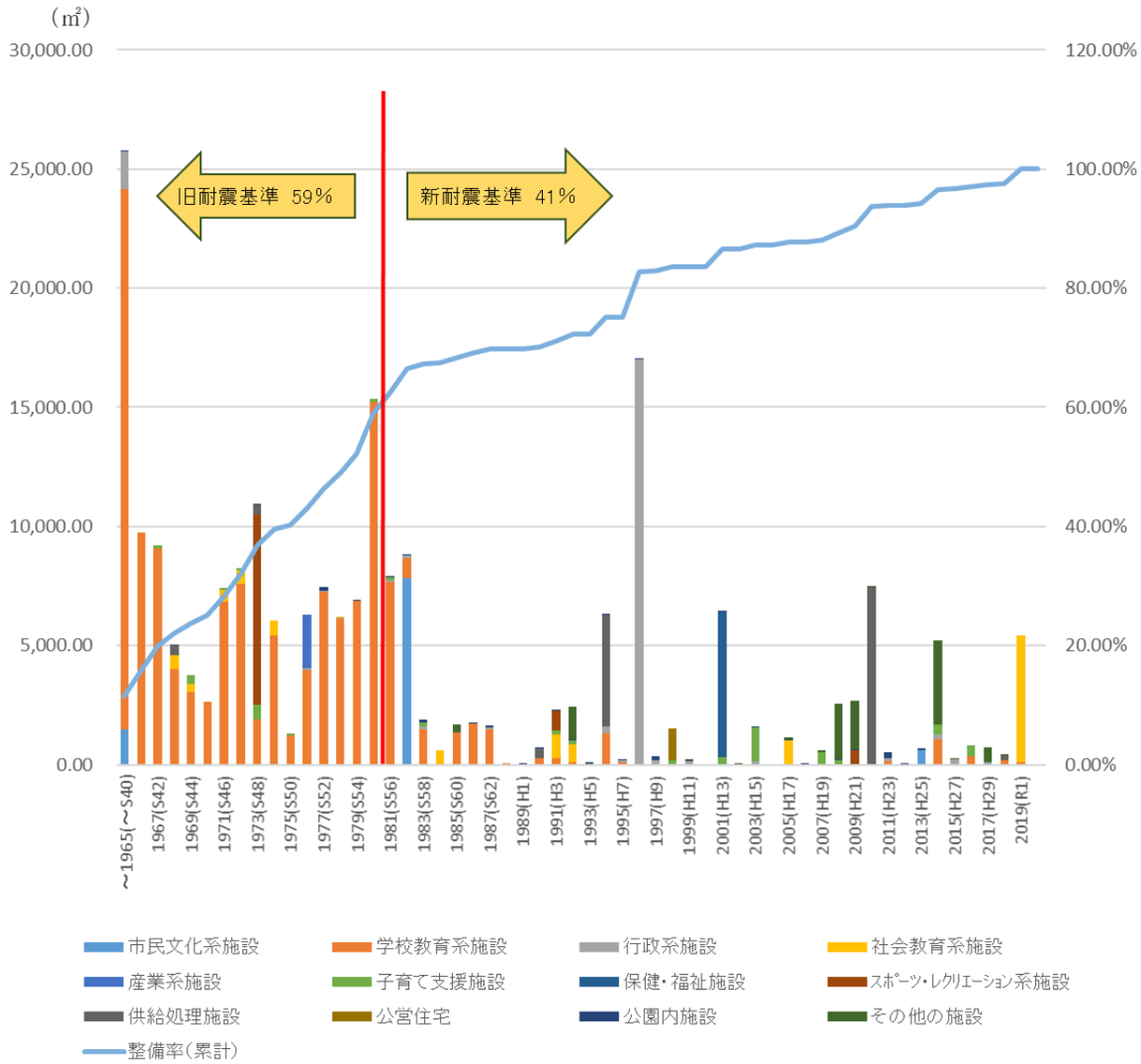

本市の公共施設等の整備状況を建設年度別に総延床面積でみると、特定の時期に集中して建設しています。昭和の時代では学校教育系施設が大半を占めており、昭和 55(1980)年前後には旧つつじが丘南小学校、旧つつじが丘北小学校、福島中学校、瑞雲中学校等の学校教育系施設がまとまった時期に建設されています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55(1980)年度以前に整備されたものは約59%に上ります。建設後に耐震補強工事を行い、耐震性能の改善はされていますが、建設経過年数を考慮すると、施設の劣化状況を把握すべきものが多くあることが分かります。また、平成に入ってからは、平成 8 (1996)年の市役所本庁舎が床面積では最も広い建設物となっていますが公共施設等の建設数は減少している傾向にあります。

（２）公共施設等総合管理計画策定からこれまでに実施した対策

公共施設等総合管理計画の策定時に定めた「令和 18（2036）年度までに 25,000 ㎡を縮減」の縮減目標の達成に向け、これまでに実施した施設の面積縮減や、それに伴い削減された管理運営費及び更新等費用について算出しました。

①　面積の縮減

平成 27(2015)年３月時点での保有施設を対象とし、公共施設の適切な維持管理と公共施設サービスの向上を前提に、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とし、公共施設等の維持管理に係る財源不足を解消するため、平成 28（2016）年度から令和２（2020）年度までの５年間で取り組んだ内容は以下のとおりです。

施設類型	施設名称	縮減できた面積（㎡）	備　　考
社会教育系施設	旧市民図書館	1,520.38	移転・解体
子育て支援施設	旧つつじが丘南学童クラブ	161.47	解体
保健・福祉施設	あきしま福祉作業所	493.26	譲渡
スポーツ・レクリエーション系施設	格技武道場	831.00	解体
スポーツ・レクリエーション系施設	旧拝島公園プール	292.58	解体
供給処理施設	クリーンセンター	19.22	管理棟建替え等に伴う面積減
公園内施設	東町北部児童遊園運動用具入	18.37	解体
その他	東中神駅前公衆便所	18.85	解体
延床面積合計		3,355.13	

上記のうち、旧市民図書館は機能移転を前提とした解体のため、面積縮減の対象とはなっていません。また、対象となる施設では学校の増築等により 1,474.40 ㎡が面積増となっており、実際に縮減できた延床面積は 360.35 ㎡となります。

縮減できた面積（㎡） A	旧市民図書館（㎡） B	増築等による面積増（㎡） C	実際の縮減面積（㎡） A－B－C
3,355.13	1,520.38	1,474.40	360.35

② 面積縮減で削減された費用

①による面積縮減により、施設の更新等や管理運営にかかる費用が削減されました。

面積縮減等を行った以下の主な施設について、削減された費用を試算したところ、令和18(2036)年度までの間で、合計 13.4 億円の効果額となりました。

施設名称	削減された 更新等費用	削減された 管理運営費等	効果額	備　　考
あきしま福祉作業所	2.8億円	―	2.8億円	譲渡による縮減
旧格技武道場	4.3億円	0.9億円	5.2億円	解体による縮減
旧拝島公園プール	0.9億円	1.8億円	2.7億円	解体による縮減
旧市民図書館	9.3億円	-6.6億円	2.7億円	解体及びアキシマエンシスへの 指定管理者制度導入
効果額合計			13.4億円	

※１　削減された更新等費用には、施設を維持した場合にかかる更新費用などが含まれます。

※２　削減された管理運営費等には、施設を維持した場合にかかる管理運営費用が含まれます。
なお、旧市民図書館については、削減された管理運営費等が37.9億円でしたが、アキシマエンシスにおいては、指定管理者制度導入後の管理運営費等が44.5億円となったため、マイナス表記（＝増額）としています。

（３）公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込

公共施設等総合管理計画の策定時では、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における財政推計により、約 190 億円の財源不足額が発生すると試算し、その解消を図るための縮減目標として「令和 18（2036）年度までに 25,000 ㎡を縮減」と定めました。

また、令和３（2021）年３月に策定した個別施設計画では、この公共施設等総合管理計画に定めた縮減目標の達成に向け、各施設において可能なものは長寿命化を図るとともに、実施時期が集中することのないよう事業費を平準化する等、計画期間内の対策費用の圧縮に努めました。

ここでは、公共施設等総合管理計画策定時の財政推計と個別施設計画の対策費用を比較することで、どのくらい費用を圧縮することができたかを試算し、公共施設等総合管理計画の改定にあたっての課題を整理していきます。

なお、比較にあたっては、事業費から国庫支出金や都道府県支出金※１などの特定財源を差し引いた一般財源※２を対象とし、年度については平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間を対象としました。

＜計画期間＞

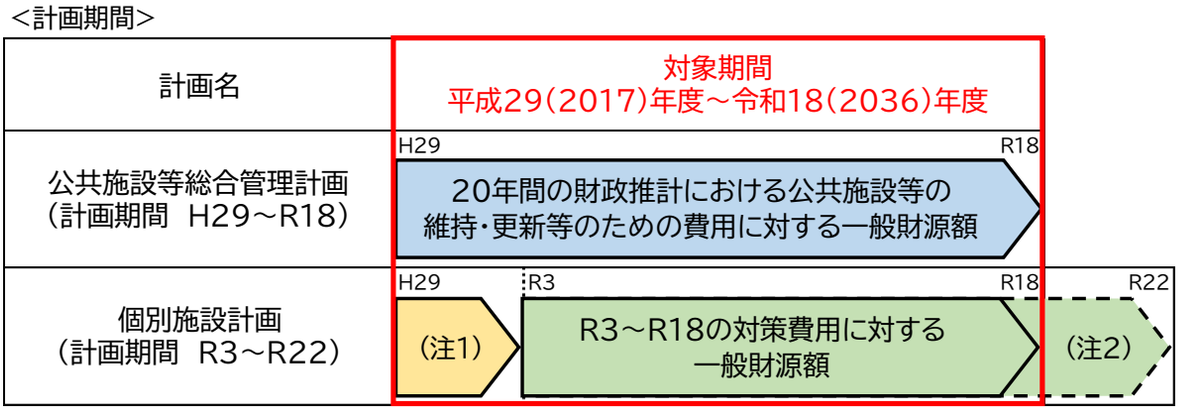

（注１）　平成29(2017)年度～令和元(2019)年度については決算額、令和2(2020)年度については当初予算額における維持補修費及び投資的経費に対する一般財源額

（注２）　公共施設等総合管理計画が計画期間を20年間としていることから、個別施設計画も計画期間を20年間としました。
なお、公共施設等総合管理計画における計画期間（平成29（2017）年度～令和18（2036）年度）での比較とすることから、個別施設計画における令和19（2037）年度から令和22（2040）年度は比較対象外としています。
進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には随時見直します。

※１　特定の事業を行うために国や都道府県から市町村へ交付される支出金。
※２　地方税など、使途が特定されず、どのような経費にも充当することができる財源。

① 公共施設等総合管理計画における 20 年間の財政推計

平成 29（2017）年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画では、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における財政推計を試算した結果、市が保有するすべての公共施設等を維持していくためには、次のとおり、大幅な財源不足額が生じることを見込んでおり、財源不足額 190 億円に地方税 3,930 億円を加えた一般財源額は 4,120 億円となります。

（億円）

	項　目	H29～R18 20年間の合計
歳入(A)	地方税	3,930
	国庫支出金	1,835
	都道府県支出金	1,318
	その他	1,367
	歳入合計	8,450
歳出(B)	人件費	1,129
	扶助費	3,221
	公債費	292
	維持補修費	54
	繰出金	1,043
	投資的経費	780
	その他	1,928
	歳出合計	8,447
追加で発生が見込まれる財源(C)		210
追加で発生が見込まれる更新費用(D)	公共施設	366
	インフラ資産	37
	追加更新費用合計	403
財源不足額(A－B＋C－D)		190

一般財源額
4,120億円

昭島市公共施設等総合管理計画　37 ページを一部加工

また、上記のうち、維持補修費や投資的経費など、公共施設の維持・更新等のための収支のみに限定した一般財源額を試算すると、以下のとおり 396 億円となります。

		公共施設等総合管理計画における20年間の財政推計	うち公共施設の 維持･更新等のための収支
	国庫支出金、都道府県支出金、その他	4,520億円	631億円
	追加で発生が見込まれる財源	210億円	210億円
歳入(地方税を除く) 計		4,730億円	841億円
	維持補修費、投資的経費	834億円	834億円
	その他(人件費、扶助費など)	7,613億円	－
	追加で発生が見込まれる更新費用	403億円	403億円
歳出 計		8,850億円	1,237億円
一般財源額(歳出計－歳入計) 計		4,120億円	396億円

② 個別施設計画における今後の見込額

令和３（2021）年３月に策定した個別施設計画では、各施設にかかる対策費用の平準化や長寿命化等により、令和 22（2040）年度までの計画期間内における費用の圧縮を図り、財源不足の解消に努めました。

各施設における施設類型別の対策費用及び見込まれる特定財源を差し引いた一般財源額は以下のとおりとなります。

施設類型（中分類）	対象施設	対策費用（千円）	左のうち一般財源額（千円）
集会施設	市民総合交流拠点施設※等	1,377,000	462,000
文化施設	市民会館・公民館	1,948,000	543,000
学校	小・中学校等	25,421,000	14,758,000
その他教育施設	学校給食共同調理場	1,987,000	507,000
庁舎等	本庁舎等	1,632,000	465,000
消防施設等	消防団詰所、備蓄倉庫等	127,000	127,000
市立会館	市立会館	1,551,000	561,000
図書館	図書館本館・分館・分室	206,000	206,000
幼保・こども園	保育園等	376,000	376,000
幼児・児童施設	児童センター、学童クラブ	890,000	871,000
保健施設	保健福祉センター	1,224,000	613,000
高齢福祉施設	高齢者福祉センター等	249,000	249,000
スポーツ施設	総合スポーツセンター等	2,794,000	2,255,000
供給処理施設	清掃センター等	3,848,000	3,062,000
公園内施設	公園便所等	105,000	105,000
その他	自転車等駐車場	265,000	265,000
合計　令和3（2021）～令和22（2040）年度までの額		44,000,000	25,425,000
うち、令和3（2021）～令和18（2036）年度までの額		36,760,000	20,540,000

※現時点での正式名称ではありません。

個別施設計画における公共施設の令和３（2021）年度から令和 18（2036）年度までの対策費用は約 368 億円、一般財源額は約 205 億円となることが見込まれています。

また、これらに含まれていない市営住宅や道路・橋りょうなどのインフラ整備に伴う対策費用等を加えた金額は以下のとおりとなります。

	歳出額	一般財源額
個別施設計画における公共施設	367.6億円	205.4億円
市営住宅、道路、橋りょう等	98.9億円	54.4億円
計	466.5億円	259.8億円

さらに、平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度における維持補修費及び投資的経費を加えた上で、20 年間の財政推計を試算すると以下のとおりとなり、一般財源額は 295.1 億円となります。

	歳出額	地方税を除く歳入額	一般財源額
平成29（2017）～令和2（2020）年度　※	178.2億円	142.9億円	35.3億円
令和3（2021）～令和18（2036）年度	466.5億円	206.7億円	259.8億円
20年間　計	644.7億円	349.6億円	295.1億円

※　平成29（2017）～令和元（2019）年度は決算、令和2（2020）年度は当初予算における維持補修費及び投資的経費の額

③　一般財源額の比較による圧縮額の算出

①の公共施設等総合管理計画における財政推計より算出した公共施設等の維持・更新等のための費用に対する一般財源額と②の個別施設計画における対策費用等に対する一般財源額とを比較すると、

396.0 億円　－　295.1 億円　＝　100.9 億円　となります。

⇓

圧縮された一般財源額

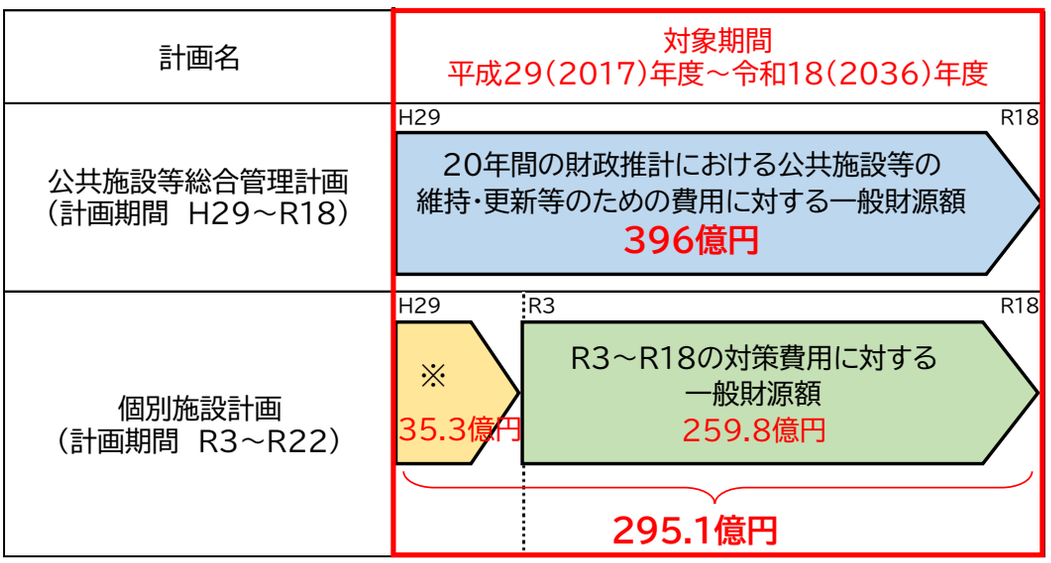

※　平成29(2017)年度～令和元(2019)年度については決算額、令和2(2020)年度については当初予算額における維持補修費及び投資的経費に対する一般財源額

④　一般財源額の圧縮要因と今後の課題について

個別施設計画において、公共施設等にかかる対策費用の平準化や長寿命化を図ることとしましたが、これらの施設等については、**更新時期を計画期間外である令和 19（2037）年度以降に実施することとしたため、一時的に一般財源額が圧縮できたに過ぎません。**

将来の公共施設等の更新等にかかる需要に対応していくため、引き続き面積縮減及び財源確保に向けた取組を進めていく必要があります。

（4）現状や課題に関する基本認識

① 人口減少や新たな生活様式への対応に伴う施設ニーズの変化

本市の将来展望による人口推計では、令和 2（2020）年の 113,589 人から、40 年後の令和 42（2060）年には 18,070 人（15.9%）減少する、95,519 人と見込んでいます（41 ページ参照）。これと同時に、少子高齢化の進行も見込んでおり、高齢者人口（65 歳以上）の増加と生産年齢人口（15～64 歳）の減少に伴う世代構成の変化により、公共施設等へのニーズが変化することが予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、密を避け、換気を十分に行うなど、新たな生活様式に対応した施設管理を行っていく必要があります。

このような様々な施設ニーズの変化に対し、既存施設の活用や整備を通じ、適切に対応していく必要があります。

② 公共施設等の老朽化への懸念

本市の公共施設等の整備状況を建築年度別に総延床面積でみると、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55(1980)年度以前に集中し、約 59%に上ります(83 ページ参照)。建設後に耐震補強工事を行い、耐震性能の改善はされているものの、建築から年月を経ている施設は老朽化等の安全・安心の観点から課題について、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

③ 面積縮減に向けた取組の推進

公共施設等総合管理計画における公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標「令和 18（2036）年度までに 25,000 ㎡縮減」に対し、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間で縮減できた延床面積は 360.35 ㎡となっており、面積縮減が進んでいない状況です（84 ページ参照）。

これは、校舎棟の増築等により面積が増となった施設があることや、新型コロナウイルス感染症の影響等により、縮減に向け検討を進めていた施設を取り巻く環境が大幅に変化したことなどが挙げられます。とりわけ、避難所となる施設については、昭島市洪水・土砂災害ハザードマップに基づく浸水想定区域や感染症対策を踏まえた見直しを図っていく必要があるとともに、面積縮減に向け民間活力を活用した運営も含めて検討していかなけ

ればなりません。

④　公共施設等の更新需要への対応

平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における公共施設等の維持・更新等のための費用は、個別施設計画の対策費用を反映させると 644.7 億円、一般財源額で 295.1 億円となり、公共施設等総合管理計画策定時における試算より約 100 億円の一般財源額の圧縮が図られました（90 ページ参照）。

しかしながら、個別施設計画の対策費用は、施設の耐用年数を延ばす長寿命化や費用の平準化を図ったことによるものであり、耐用年数の到来とともに多額の更新費用がかかってくることには変わりがありません。特に、建築物の延床面積の半分以上を占める学校については、公共施設等総合管理計画の計画期間である令和 18（2036）年度までに建設から 60 年を経過する施設が多く、これらの長寿命化を図ったことにより、計画期間内の更新費用は圧縮できたものの、令和 19（2037）年度以降にその更新費用を負担しなければなりません。また、学校以外の公共施設等についても、同様に長寿命化を図ったものが多くあり、これらの更新需要への対応が課題となっています。

⑤　公共施設等にかけられる財源の限界

「（３）公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込」において、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における公共施設等の維持・更新等のための費用は、推計で 644.7 億円、一般財源額で 295.1 億円となることを示しましたが、この一般財源額の大部分は市税収入です（89 ページ参照）。

新型コロナウイルス感染症の影響や生産年齢人口の減少等を踏まえると、今後の市税収入は大変厳しい状況が予想されます。その中にあって、社会保障関連事業費の増加に加え、学校給食共同調理場の整備をはじめ、総合スポーツセンターの老朽化への対応、新たな可燃ごみ処理施設のあり方の検討等を予定している本市にとっては、これまでと同様の行財政運営では、対応が非常に困難な状況です。

公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、引き続き公共施設等の総量縮減、縮小及び適正な再配置や長寿命化等による財政負担の平準化に努めていかなければなりません。

（５）課題を踏まえた公共施設の保有量（縮減目標）について

前述の「（４）現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、本市では**引き続き「令和 18（2036）年度までに 25,000 ㎡を縮減」を公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標とし、基本方針に基づく面積縮減に向けた取組及びさらなる更新等費用の圧縮に努めていくこととします。**

なお、計画の中間年となる令和９（2027）年度の改定時に、縮減面積や更新等費用を検証し、その結果を踏まえた縮減目標の設定について改めて検討していきます。

■　公共施設等におけるサービスの維持向上と安全性を確保するための縮減目標

令和 18(2036)年度までに 25,000 ㎡縮減

（６）公共施設等の管理に関する基本方針

基本方針は、平成 29（2017）年３月に策定した公共施設等総合管理計画の 10 の基本方針を踏襲し、適切な公共施設等の管理に取り組みます。

① 公共施設等については、平成 27(2015)年３月時点での保有施設を対象とし、今後 20 年間の財政推計の結果を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とするため、25,000 ㎡の縮減を目標とします。なお、道路・橋りょう・上水道、下水道管といったインフラについては、産業や生活の基盤として整備され、市民生活の根幹をなすものであることから、縮減目標は設定しませんが、管理に関する基本方針を踏まえ、適切な管理を実施します。

② 人口規模や財政状況を踏まえて、公共施設等の改修・建替えにかかる経費と提供するサービス水準のバランスを取りながら、施設の建替え・維持補修を進めていきます。

③ 公共施設等の建替えを実施する際には、「複合化」や「多機能化」といった手法により、施設を再編していきます。

④ 地域ごとに必要となる集会施設等については、地域間での不均衡が生じないよう適切な再配置、再編に努めるとともに、基幹的な公共施設等については、その利用目的に応じて利便性の良い中核的な地域に集約していくことを検討します。

⑤ 既存施設の建替えにあたっても行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らないよう努めます。また、既存施設を活用した複合施設を検討した上で、施設面積の総量縮減に努めます。

⑥ 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図ることとし、「複合化」、「多機能化」といった手法で施設を再編していくことを前提に、既存施設の更新等を優先的に行い、新規施設の建設は最小限にとどめます。新規施設の建設を実施する場合に

おいても行政需要とコストバランスに配慮し、後世代に負担を先送りすることがないよう特定財源の確保を図ります。

⑦　今後も引き続き使用していくことが見込まれる施設は「長寿命化」を図るとともに、改修にあたっては、バリアフリー※１やユニバーサルデザイン※２の推進、省エネルギー性能の向上、環境に配慮した取組等、時代の変化に応じた施設機能の向上を図っていきます。

⑧　市が保有する財産のうち遊休地については、今後の施設の再編を配慮する中で、積極的な売却に努め、市が有償使用している国有地等については、将来負担を軽減するため買入れの検討を進めます。

⑨　ＰＰＰ※３／ＰＦＩ※４等、民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組を続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図ります。

⑩　公共施設マネジメントを実施するにあたっては、公共施設等を管理する課の職員で構成する庁内連携体制を組織し、公共施設計画検討委員会での検討を踏まえ、全庁的な観点から合理的な意思決定を行います。

※１　障害のある方や高齢者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方。
※２　障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。
※３　Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
※４　Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

（７）公共施設等の管理に関する具体的な実施方針

昭島市の公共施設等に関する“10”の基本方針を着実に推進し、公共施設等の適切な維持・管理を図るため、以下の９項目の具体的な実施方針に基づき、公共施設等の管理等に取り組んでいきます。

①　点検・診断等の実施方針

・定期点検を引き続き適切に行っていきます。

・法律等により義務付けられている法定点検を実施することはもとより、法定点検以外の部分においても、日常的な点検や定期的な簡易劣化診断を自主的に行います。

・点検・診断の結果については、データベース化等を図り、今後の施設長寿命化に向けた維持管理、修繕、更新等の際の基礎データとして活用します。

②　維持管理・修繕・更新等の実施方針

・今後も維持していく公共施設等については、昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、不具合が生じてから対応していた事後保全から、定期的な点検を実施し、施設の状態を把握することで劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全へと転換し、計画的に管理していきます。

・維持管理や修繕に関する情報を蓄積し、建物の状態を正確に把握し、各種点検、診断等の結果や施設の重要度も踏まえて中長期的な視点で優先度をつけて、計画的に修繕・更新等を実施します。

・施設規模が大きく更新等に多額の費用を要する場合は、優先度に応じて計画を見直し、事業の前倒しや先送りを行い財政負担の軽減や平準化を図ります。

・同種の施設が多数存在する施設の更新等に際しては、利用者の利便性等を踏まえ、更新等の時期が集中しないように配慮し、計画的に実施します。

・社会情勢等を勘案し、時代のニーズに合わせた施設の機能転換や複合化等により、魅力のある施設へと再構築し、効率的・効果的で持続可能な行政サービスの提供を図ります。

・建物の建替えや管理運営にあたっては、ＰＰＰ/ＰＦＩの積極的な活用を推進します。

・市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更しやすい簡素な施設設計を行うなどの工夫をしていきます。

・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理、修繕、更新等を合理的に進めます。

・施設の更新等の際には、利用状況を見極め、同等の施設規模にこだわらずに面積縮減を図ります。

③　安全確保の実施方針

・既に短期での建替えが想定されている施設については、新施設の供用開始までの間の安全確保に十分な措置を講じます。

・点検・診断等により著しい危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

・長寿命化の際に構造体の健全性を確保するため、大規模改修時には詳細な健全度診断を実施し、コンクリートの強度及び中性化の進行等を確認していくとともに、健全度が万全でないと判断された場合には計画的な補強や建替え等の検討を実施します。

・今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置をとります。

・施設の用途、利用状況等を踏まえ、必要性や優先度を判断し、安全確保対策を実施します。

・施設の建替えや統廃合を検討する際には、災害時の避難場所の確保という点を考慮して検討を進めます。

④　耐震化の実施方針

・本市の公共施設等については「昭島市耐震改修促進計画」に沿って、法定基準内の耐震化は平成 27 年度までにおおむね終了しており、引き続き非構造部材※1 等の耐震化に努めます。

・非構造部材の耐震化を進めるにあたっては、災害拠点かどうか、多数の市民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を決定します。

・道路、橋りょう、上・下水道をはじめとするインフラについても、引き続き、計画的に耐震化を進めていきます。

※1　建築物を構成する部材のうち、外壁材、天井材、間仕切り、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取り付けられる部材。柱や梁、床などの構造体と区分される。

⑤　長寿命化の実施方針

・既に短期間での建替えが予定されている施設については、新施設の供用開始までの間、施設の安全対策に努め、修繕等については必要最低限にとどめます。建替えが予定されていない施設については、長寿命化を図ります。

・昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画のほか、個別施設ごとの長寿命化計画が策定されている施設については計画に沿った着実な施策実施を行います。

・長寿命化計画を未策定の施設のうち、計画策定の必要のある施設については、早急に計画を策定し、長寿命化に着手します。

・市民とともに、大切に公共施設等を取り扱っていくことで、少しでも長く施設を利活用できるよう進めていきます。

・インフラについてはライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行っていきます。

⑥　バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進方針

・施設の改修や更新等を行う際には、段差解消、手すりや誰でもトイレの設置、移動円滑化経路の整備などのバリアフリー化を進めます。また、障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安心して快適に利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

⑦　環境への配慮や時代のニーズに対応した更新等の推進方針

・施設の改修や更新等を行う際には、ＬＥＤ照明や省エネ型高効率機器の採用など、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、普及に努めます。また、デジタル化に対応した設備の高機能化や、避難所機能を有する施設への機械換気等による感染症対策など、時代のニーズに対応した施設となるよう検討を進めます。

⑧　統合や廃止の推進方針

・施設の建替えが行われる際は機能の集約化を図るなど建物の総量縮減の可能性を検討します。

・今後利用者の減少が想定される施設は、利用者の動向を踏まえて統廃合等を検討します。

・今後利用者の増加が想定される施設については、短期的な需要ではなく中長期的な需要を

踏まえた施設の配置や、民間との役割分担等を踏まえた検討を行います。

・人口減少が急激に進む地域については、今後どのような地域コミュニティとしていくのかということも合わせて議論し、公共施設等の見直しの検討を進めていきます。

・公共施設等の類型ごとに必要な総量を見直し、機能の重複を解消していきます。

・公共施設等の多機能化・複合化の取組を進めていきます。

・単独行政で運用するより広域行政で運用する方が効果的な施設や、広域利用が可能な施設については、近隣市との広域連携に向けた検討に努めます。

・公共施設等を整備する場合には、過度な装飾・装備等は行わず、機能とライフサイクルコストの最小化を意識した設計としていきます。

・インフラについても、必要性を十分に精査し、維持管理経費の縮減を進めます。

・施設廃止後の跡地利用等については、遊休地化させず有効に活用できるよう検討し、現在保有している遊休地等についても有効活用を図るとともに、民間への売却、定期借地等を検討し、財源確保に努めます。

・今後の高齢化率の上昇を踏まえ、施設への移動手段確保の視点を持ち検討していきます。

⑨　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

・公共施設等総合管理計画の進捗管理を適切に行い、公共施設等の維持管理に着実に取り組んでいきます。

・公共施設マネジメントシステムの運用を開始し、公共施設等に関する情報の一元化を推進していきます。併せて、公共施設マネジメントシステムは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。

・情報管理や情報共有の対象は、庁内の各課だけでなく指定管理者等の公共施設運営に係る関係者とします。

・職員一人ひとりが、経営的感覚を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。

・市と市民、ＮＰＯ法人、企業等、様々な主体が連携して、公共施設等を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指します。

（８）フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画で掲げる目標を達成するために、下記のとおり全庁的な推進体制で計画の基本方針を踏まえた取組を進めます。

①　公共施設等の情報管理

公共施設等の情報管理は、公共施設マネジメントを所管する企画部行政経営担当を基軸とし、各施設担当課との情報連携の強化を図ります。さらに、企画部行政経営担当を公共施設等総合管理計画推進のための総括部門として位置づけ、課題や情報を集約するとともに、計画の進捗状況等を一元的に管理し、目標達成に努めます。

②　庁内連携検討組織の活用

部門横断的な取組により課題解決を図るため、庁内連携検討組織を活用し、全庁的な取組体制を構築します。

③　ＰＤＣＡマネジメント・サイクルの取組

公共施設等総合管理計画に基づく維持管理や更新、長寿命化、統廃合などの具体的な取組を進めていくために、ＰＤＣＡマネジメント・サイクルに取り組み、適切な進捗管理を行い、効果の検証、改善策の検討など継続的に計画の評価を行いながら、必要に応じて目標や方針の見直しを行います。

5　財政的な見通し（財政計画）

財政的な見通し（財政計画）及び第 5 章に掲載される実施計画については、基本構想及び基本計画の基本施策が固まりましたら、それを踏まえて策定することになります。

今回のパブリックコメントの対象とはいたしません。

（白紙）